

【マイナンバーの記載について】

「2. 死亡」による抹消の場合は
本面の記入は不要です。

全国社会保険労務士会連合会は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第9条第1項に基づき、社会保険労務士の登録に関する事務に個人番号(マイナンバー)を利用いたしますので、以下ご確認のうえ記入等をお願いいたします。

※既に、登録に関する手続でマイナンバーを提供いただいている方(マイナポータルから「初期設定」を行い、登録手続をオンラインで行うことが可能な状態にある方を含む。)は、以下の記入等は不要です。

- 個人番号カードまたは住民票の写し等に記載されている個人番号(12桁)を記載ください。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 添付する書類を選択してください。(いずれか1つにチェックを入れて下さい。)

- (1) 個人番号カードの両面の写
- (2) 個人番号が記載されている書類1種類+身元確認のできる書類1種類

- 2で(2)にチェックを入れた方のみ、個人番号の確認及びご自身の身元確認のできる書類について、以下の(1)及び(2)を添付して下さい。

(1) 個人番号が記載されている以下の書類から1点

- ・住民票の写
- ・通知カードの写(令和2年5月25日時点で交付されているものであり、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限る。)

(2) 身元確認のできる以下の書類の写から1点

- ①運転免許証、運転経歴証明書
- ②住民基本台帳カード(写真付きのもの)
- ③旅券(パスポート)
- ④身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ⑤在留カード、特別永住者証明書
- ⑥官公署等が発行した資格証明書で次に掲げるもの(写真付きのもの)※1

※1. 社会保険労務士証票(特定社会保険労務士証票)・船員手帳・海技免状・小型船舶操縦免許証・獵銃・空気銃所持許可証・戦傷病者手帳・宅地建物取引士証・電気工事士免状・無線従事者免許証・認定電気工事従事者認定証・特種電気工事資格者認定証・耐空検査員の証・航空従事者技能証明書・運航管理者技能検定合格証明書・動力車操縦者運転免許証・教習資格認定証・検定合格証(警備員に関する検定の合格証)

・以上①~⑥の書類の添付が困難な場合は、次に掲げる書類の写2点(異なる番号の組み合わせが必要)
⑦被保険者証、組合員証、資格確認書(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険、共済組合等)(写しを添付する場合は、被保険者証等に記載された保険者番号及び記号・番号等(QRコード含む)を判別、復元できないようマスキング(黒塗り等)してください。)⑧児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書⑨住民基本台帳カード(写真付きでないもの)⑩公的年金(企業年金、基金を除く。)の年金証書又は恩給証書⑪基礎年金番号通知書、年金手帳⑫日本年金機構が交付した通知書(年金額改定通知書、年金振込通知書等)⑬印鑑登録証明書⑭学生証(写真付きのもの)⑮官公署等が発行した身分証明書(写真付きのもの)⑯官公署等が発行した資格証明書(写真付きのもので⑥に掲げる書類以外のもの)
※⑥⑪⑭⑮⑯については氏名、生年月日(又は住所)が記載されたものに限る。